

広島県告示第八百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年十一月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中北川根線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町川根字中津六七四番一地从先から 安芸高田市高宮町川根字中津六七六番一地从先まで					
	三・八〇 二五・二〇	三・〇〇 四・三〇		一三七・〇〇	
	一三七・〇〇				拡幅